

4 受験上の配慮事項の決定

- 受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。決定した配慮事項については、再審査は行いません。
- 試験場については、決定した配慮事項や試験場の設備等の状況を踏まえ、大学入試センターにおいて指定します。
- 受験上の配慮の実施準備等のため、試験場となる大学から志願者へ連絡をすることがあります。

5 通知文書

- 志願者からの受験上の配慮の申請に基づき、大学入試センターから下表のとおり各通知書を送付します。
- 各通知書が届いたら、下表の各ページを参照し、記載事項を確認してください。記載事項に誤りや漏れ等がある場合は、必ず、大学入試センター事業第1課（→裏表紙）まで連絡してください。

通知文書一覧

通知文書	送付対象者	送付時期
「受験上の配慮事項審査結果通知書」 (→30 ページ)	第1期(7月1日(火)~8月29日(金)(必着) または8月27日(水)(消印有効))に受験上の配慮を申請した者	9月22日(月)まで (出願期間中)
	第2期(9月1日(月)~10月3日(金)(必着) または10月1日(水)(消印有効))に受験上の配慮を申請した者のうち、出願した者	11月下旬
「受験科目等通知・確認書」 (→32 ページ)	点字解答・代筆解答・拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付を申請した者のうち、出願した者	10月中旬
「受験上の配慮事項決定通知書」 (→31 ページ)	受験上の配慮を申請した者のうち、出願した者	12月上旬~中旬

送付先

区 分	送 付 先
高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校を令和8年3月に卒業見込みの者(ただし、下欄②の者を除く。)	在学している学校に送付し、学校から志願者本人に配付されます。
① 上欄以外の者 ② 高等学校等の通信制課程を令和8年3月に卒業見込みの者	志願者本人に直接送付します。

※ 出願後の不慮の事故等により受験上の配慮を申請した場合、「受験上の配慮事項決定通知書」は、上表にかかわらず、志願者本人に送付します。(→33 ページ)